あなたのお給料



2025年12月1日から

午後10時~午前5時に勤務する場合 深夜割増25%を加算 1,279開

※**深夜(午後10時~午前5時)**に勤務する場合、少なくとも**25%の割増賃金**が 加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算され るケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

- ☑ 最低賃金は、毎年、 都道府県ごとに見直されます
- ☑ 最低賃金額を下回る賃金は 法律違反となり、下回った場合、 差額を請求できます
- ☑ パートタイマーや学生バイト、 臨時、嘱託など 雇用形態や呼称に関係なく、 原則すべての労働者と その使用者に適用されます





最低賃金より低いかも?)

と思ったら…

なんでも労働相談ホットラインへ



労働相談チャットボット [ゆにボ]



0120-154-052 (SEE





日本労働組合総連合会高知県連合会 (連合高知)

〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター4F



## をは、「一月」には、「「一月」には、「「一月」には、「「一月」には、「一月」には、「一月」には、「一月」には、「一月」には、「一月」には、「一月」には、「一月」には、「一月」には、「一月」には、「

確認

## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当 (精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。 ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。



基本給 + 諸手当



一時金 (ボーナス) / 残業代/精皆勤手当 通勤手当/家族手当/その他臨時の手当

比較

## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。 就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、 最低賃金額とを比較します。

区 時給の人

時給額 そのままでOK!

☑ 日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

図 週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

区 月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

☑ 歩合給の人

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

相談

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは 大丈夫? ウェブで チェック!



「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…

なんでも労働相談ホットラインへ!





日本労働組合総連合会(連合)

